

# 日身連

発行所  
社会福祉法人  
日本身体障害者団体連合会  
(中央障害者社会参加推進センター)  
発行人 阿部 一彦  
東京都豊島区目白3丁目4の3  
ディアダックビル4階  
TEL 03-3565-3399(代)  
FAX 03-3565-3349  
https://www.nissinren.or.jp  
Japanese Federation of  
Organizations of the  
Disabled Persons (JFOD)  
年間購読料 正会員1部 300円  
非会員1部 1000円

## 能登半島地震 第二次支援金を 被災地加盟団体へ

7月14日(月)、日身連能登半島地震対策本部会議がオンラインで開かれ、支援金の第二次配分について、次のとおり決定しました。

本会議では、第一次の配分以降に寄せられた支援金について協議が行われました。協議にあたって、被災地加盟団体である石川県、富山県、福井県、新潟県、新潟市の5団体へ希望を伺い、福井県、新潟県、新潟市では、他の被災地加盟団体へ役立ててもらいたいとの意向から、辞退の申し出がありました。また、石川県と富山県からは復興状況について、支援金の使途目的、希望額を伺い、決定しました。内訳は以下の通りです。

石川県身体障害者団体連合会	3,500,000円
富山県身体障害者福祉協会	300,000円
日本障害フォーラム (JDF)	409,165円
<b>合計</b>	<b>4,209,165円</b>

(能登半島地震支援金 第二次配分額)

また、支援金の希望額合計が第二次支援金額に満たなかったことから、残額については日身連理事会・評議員会の承認のもと能登半島支援センター(石川県七尾市)で障害者の個別支援や障害者支援事業所の支援活動をを行っている日本障害フォーラム(JDF)へ(募金し、被災地支援に役立てていただきます。皆さまからのあたたかいご支援、ご協力誠にありがとうございました。

## 「災害救助法」が改正されました

2024(令和6)年元旦に起こった能登半島地震から1年半が経過しました。また、能登地方では地震から9か月後に豪雨災害もあり、仮設住宅も床上浸水するなど甚大な被害が重なり今に至っています。

日身連では寄付金による支援を継続的に行ってきましたが、被災地では現在も資金だけでは解決できない労働力不足や、移動手段が無いなど、個人の力だけではどうすることもできない状況に陥っている現実があります。平時からいざという時のための連携方を整えることの大切さを知ります。

「災害救助法」は復興に向けた様々な救助にかかった費用のうちの全部または一部を国費や自治体でどのようにするか、その範囲の根拠となる法律です。したがって、どのような災害にでも当てはまるわけではなく、また「救助」の内容も細かく規定されています。今回の改正では、この「救助」の内容に「福祉サービスの提供」が加わりました。改正前の「救助」の内容(種類)は次のとおりです。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- 日常生活に必要な最小限度の部分の修理(応急修理)
- 学用品の給与
- 埋葬、死体の捜索及び処理
- 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

文字にすると以上となりますが、例えば、「医療及び助産」と言ってもどこまでの費用が公費の対象となるのかは、その災害による被害の程度や被害実態の地域性によっても違います。また、過去の災害被害の前例から判断されることもあります。現段階では「福祉サービスの提供」の範囲も明確には示されていません。今後徐々に明らかにされていくと思いますが、この改正と同時に「被災者援護協力団体」の登録制度も新しくできました。この制度は支援する側の事前登録という性格ですが、支援される側にとっても重要な意味を持ちます。今後この場を通じて改正に伴う具体的内容などをお伝えしていきたいと思っております。